

平成28年度～令和4年度 教育課程特例校制度

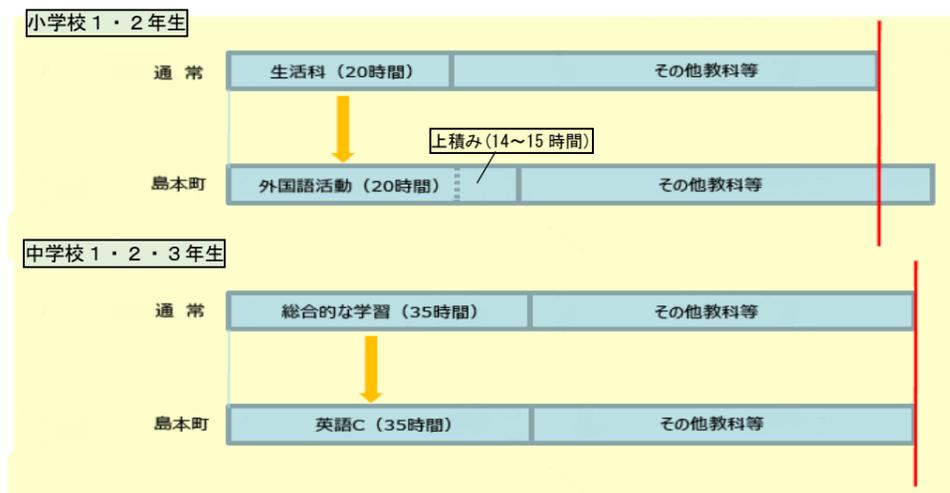
① イメージ

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。

※予算措置なし

教育課程特例校における授業時数のイメージ



【参考】 令和4年度 島本町の場合

【小学校1・2年生】

(増) 外国語活動 +34時間

(減) 生活科 -20時間

【中学校1・2・3年生】

(増) 英語C +35時間

(減) 総合的な学習 -35時間

③ 今後の方向性

(1) 英語教育特例校制度を廃止後も、英語教育の量より質を向上させることを目指し、中学校卒業時点において、実用英語検定3級相当以上の生徒の割合が70%以上を維持していく。

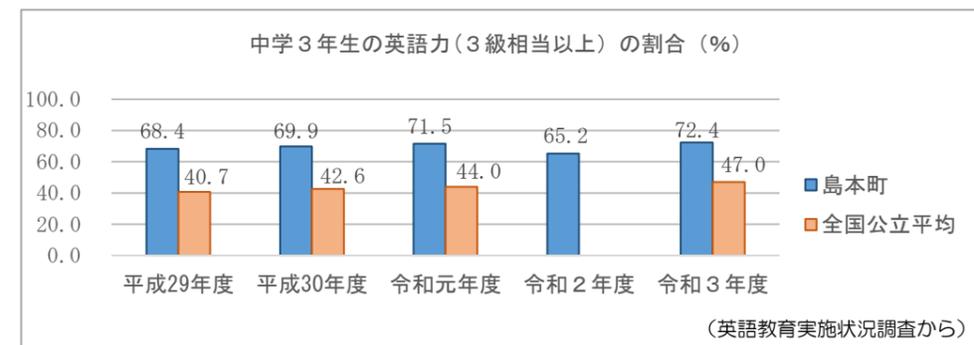
効果の測定については、これまで同様に英検I・BAを活用し、英語検定料補助制度は、廃止する。

(2) 小学校1・2年生においては、異文化コミュニケーションの入口としての役割を重視するため、ALTとの体験活動を引き続き実施していく。

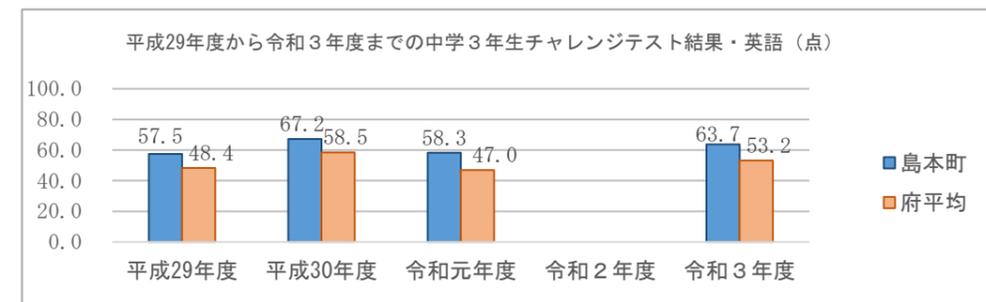
(3) 中学校については、対面でやり取りできる実用的な英語力を育成するために、個人の発話量をより増やすことを目的に、オンライン英会話の導入を検討していく。

② 成果

(1) 近年、中学校卒業時点において、実用英語検定(英検)3級相当以上の生徒の割合70%以上が達成されていること。



(2) 近年、中学3年生時において、大阪府中学生チャレンジテストで府平均を上回る成果を出し続けていること。



※100点満点。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行により中止

(3) 令和3年度に実施された各種アンケート結果で、肯定的な回答が目立った。

・令和3年度全国学力・学習状況調査生徒質問紙

(問61)英語の勉強は好きですか → 肯定的回答: 島本町 67.2% 大阪府公立平均 54.4% 全国公立平均 56.7%

④ 外部人材等の活用について

・年間ALTなどが各校園所に配置される回数

種別	令和4年度		種別	令和5年度(案)	
	配置回数	その他		配置回数	その他
保育所・幼稚園	2回/月	-	保育所・幼稚園	1回/月	-
小学校1~6年生	3回/月	-	小学校1~2年生	1回/月	-
			小学校3~6年生	2回/月	-
中学校1~3年生	3回/月	7回/年 グループ学習	中学校1~3年生	オンライン英会話、ALT配置等含め検討中	

※グループ学習…クラスを5グループに分け、そのグループにALT等が入り英会話を行う。令和4年度からイングリッシュシャワープログラムとして実施。

※オンライン英会話…1対1or2でオンライン越しに、英会話を行う。

令和5年度 授業時数特例校制度

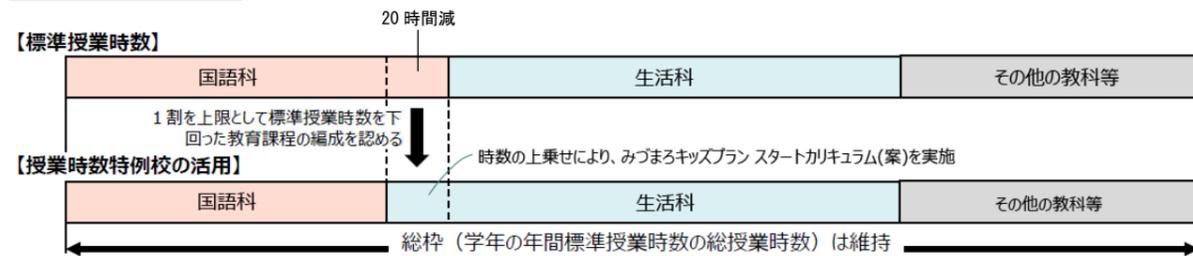
令和4年8月19日作成
教育推進課

① イメージ

授業時数特例校制度とは

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、総枠としての授業時数(学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数)は維持した上で、1割を上限として各教科(※1)の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度
- 下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せすることで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成(※2)や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
(※1)音楽(中学校第2,3学年)、美術(中学校第2,3学年)、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。
(※2)学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成(伝統文化教育、主権者教育、健康教育、食育、安全教育の充実など)が考えられる。

島本町 小学校 1・2年生



② 授業時数特例校制度指定前後の小中学校年間授業時数

(小学校)

教科	第1学年			第2学年		
	指定前	指定後	増減	指定前	指定後	増減
国語	306	286	20減	315	295	20減
算数	136	136	—	175	175	—
生活	82	122	40増	85	125	40増
外国語活動	34	0	34減	35	0	35減
音楽	68	68	—	70	70	—
図画工作	68	68	—	70	70	—
体育	102	102	—	105	105	—
道徳	34	34	—	35	35	—
特別活動	34	34	—	35	35	—
年間合計	864	850	14減	925	910	15減

(中学校)

教科	第1学年			第2学年			第3学年		
	指定前	指定後	増減	指定前	指定後	増減	指定前	指定後	増減
国語	140	140	—	140	140	—	105	105	—
社会	105	105	—	105	105	—	140	140	—
数学	140	140	—	105	105	—	140	140	—
理科	105	105	—	140	140	—	140	140	—
音楽	45	45	—	35	35	—	35	35	—
美術	45	45	—	35	35	—	35	35	—
保健体育	105	105	—	105	105	—	105	105	—
技術家庭	70	70	—	70	70	—	35	35	—
外国語	140	140	—	140	140	—	140	140	—
道徳	35	35	—	35	35	—	35	35	—
特活	35	35	—	35	35	—	35	35	—
総合	15	50	35増	35	70	35増	35	70	35増
英語C	35	0	35減	35	0	35減	35	0	35減
年間合計	1015	1015	—	1015	1015	—	1015	1015	—

※指定前…令和4年度 指定後…令和5年度以降
※学校教育法施行規則第51条の別表第1に定める小学校の標準総授業時数は、第1学年で850、第2学年で910である。

③ みづまるキッズプラン・3か年計画

みづまるキッズプラン 3か年計画

※アプローチカリキュラムとは?… 幼児の興味や関心、気持ちを大切にしたい学びと育ちが、小学校生活や学習で生かされるように工夫された幼児期のカリキュラム
スタートカリキュラムとは?… 幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちが発揮され、主体的に自己を表現する学びにつながるように、工夫されたカリキュラム

【みづまるキッズプラン策定スケジュール】

令和3年度	アプローチカリキュラム(案)作成
令和4年度	アプローチカリキュラム(案)試行・修正 スタートカリキュラム(案)作成
令和5年度	スタートカリキュラム(案)試行・修正 アプローチカリキュラム策定、スタートカリキュラム策定

教育委員会では、令和5年度までを目標に、就学前教育・保育の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐみづまるキッズプランの策定に取り組んでいます。



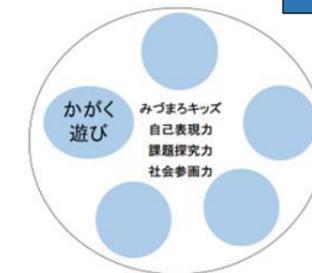
今回は、アプローチカリキュラムの中の「かがく遊び」について紹介します。

④ 期待される効果

みづまるキッズが育つための3つの力

- 自己表現力(対話)
観て、聴いて、感じたことを自分らしく表現する力
- 課題探究力(自律)
自分なりにこだわりのある問いや願いをもち、粘り強く働きかけ続け、物事の本質を見きわめていく力
- 社会参画力(尊重)
多様な価値観をもつ他者と、共通の目的のために協働する力

アプローチカリキュラム



かがく遊び

もの(物質)やこと(現象)の性質や仕組みを感じ取り、自分自身で考えたり他者に伝えたり話し合ったりするスキルを学びます。

指定を受けた特別の教育課程の概要

	令和4年度「教育課程特例校制度」	令和5年度「授業時数特例校制度」(案)
小学校	1・2年生「生活科」を20時間削減し、「外国語活動」に充てる	1・2年生「国語科」を20時間削減し、「生活科」に充てる。みづまるキッズプラン スタートカリキュラム(案)の中の「かがく遊び」を「生活科」において実施する。
中学校	1・2・3年生「総合的な学習」を35時間削減し、「英語C」に充てる。	1・2・3年生「総合的な学習」について、削減していた35時間の時間数を戻す。